

尾張旭市監査公表第27号

令和6年7月1日付け尾張旭市監査公表第25号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和6年7月10日付け6こ第135号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年7月29日

尾張旭市監査委員 山田義浩

尾張旭市監査委員 大島もえ

尾張旭市三郷児童館及び尾張旭市瑞鳳児童館・渋川児童館（こども子育て部こども課）

監査の指摘事項	措置状況
<p>【株式会社日本保育サービス】</p> <p>(1) 指定管理者は、毎会計年度の終了後30日以内に地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない（尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年尾張旭市条例第27号）第8条）にもかかわらず、令和5年度の事業報告書を令和6年4月30日までに提出していなかった。</p>	市は提出に遅延がないよう指導し、日本保育サービスは会計年度終了後の経費確定に係る日数を通常月より5日間短縮することで、30日以内の提出を遵守することとしました。
<p>【こども子育て部こども課】</p> <p>(2)ア 本指定管理業務に係り指定管理者に貸与した備品について、尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「規則」という。）第23条の規定による毎年1回の検査を実施していなかった。</p>	尾張旭市物品管理規則の規定による検査については、毎年7月を目途に実施するよう、指定管理者と実施時期を調整することとした。
イ(ア) アの備品について、規則第9条に規定する備品ラベルが付されていないものが散見された。	上記の検査に合わせて備品ラベルの確認を実施し、貼付が確認できない備品にラベルを付すこととしました。

<p>(イ) 本市では市直営のものも含めて児童館の利用予約は受け付けていない。よって、尾張旭市指定管理者制度の運用指針等に基づいて毎年度実施し公表している指定管理者のモニタリングのチェックシートの評価項目「施設の予約は「共同利用型施設予約システム」を利用し適切に行われているか。」については非該当であり、評価及びそのコメントをする必要がないにもかかわらず、漫然と他の評価項目と同様に「協定書及び仕様書の水準を満たしている。」とコメントの上、「A」の評価がされていた。</p>	<p>従前は「指定管理者モニタリングの手引き」に掲載されているチェックシートの参考様式をそのまま使用してきましたが、明らかに非該当である項目は削除するよう児童館の指定管理に係るチェックシートを見直すこととしました。</p>
---	---